リニア中央新幹線工事における自然環境保全協定の締結に関する考え方

静岡県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定は、リニア中央新幹線工事における 活動拠点整備工事による改変面積が5ha未満のため協定を締結していない。仮にこの工事 の改変面積が5ha以上となるのであればその時点で、「5ha以上の開発行為をしようとす る者」に該当するため協定を締結する。

5ha

活動拠点 整備工事 ヤード整備 4.9ha 宿舎整備 雨水排水

5 ha以上となる場合 協定締結が必要

活動拠点整備工事は、事務所・宿舎工事等であることから、トンネル掘削工事と別の工事で あると整理した。

活動拠点整備工事は、改変面積が5ha未満のため協定を締結していない。

トンネル 掘削工事

- トンネル坑口
- 濁水処理施設
- 沈砂池等 1.75ha

- 〇 トンネル本体
- 先進坑
- 導水路トンネル
- 斜坑トンネル施設等」

掘削工事

今後5ha以上と なることが確実 であるため事前に 協定締結が必要

JR東海が希望する追加工事は、トンネル掘削工事を行うために必要な一体不可分な工事 であることから、トンネル工事全体として保全協定を締結し評価する必要がある。